

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業許可等に係る審査基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可及び法第14条の4第1項に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可並びに法第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業の許可及び法第14条の4第6項に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可並びに法第14条の2第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可及び産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可及び法第14条の5第1項に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可及び特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可については、法その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

第1 産業廃棄物収集運搬業の許可

1 施設に係る基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第10条第1号)について

省令第10条第1号で定める基準のほか、事業の用に供する施設(事務所、事業場及び積替え保管の場所を含む。)を継続的に使用する権限を有すること。

2 申請者の知識及び技能に係る基準(省令第10条第2号イ)について

(1) 次に掲げる者が(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物収集運搬業に関する講習(新規許可申請の場合は原則として新規許可講習とし、更新許可申請の場合は新規許可講習又は更新許可講習とする。)を修了した者であること。

ア 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を除く。)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条の10に規定する使用人(本県において産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する使用人に限る。)

イ 申請者が個人である場合には、当該者又は政令第6条の10に規定する使用人(本県において産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する使用人に限る。)

(2) 前項の講習については、次に掲げるものを有効とする。

ア 新規許可申請の場合

(ア) 新規許可講習

受講日から許可申請日の時点で5年を経過していないもの。

(イ) 更新許可講習

受講日から許可申請日の時点で2年を経過していないもの。

(他の行政庁で既に産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している場合、又は、既に産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限る。)

イ 更新許可申請の場合

(ア) 新規許可講習

受講日から許可申請日の時点で5年を経過していないもの。

(イ) 更新許可講習

受講日から許可申請日の時点で2年を経過していないもの。

3 申請者の能力（法第14条第5項第2号イ）について

法第14条第5項第2号イに規定する「心身の故障により業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」の適用については、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年後見人及び被保佐人に登記されていないことが証明書の提出により証明できること。
- (2) 医師の診断書、認知症に関する試験結果等の書類（診断年月日、病院又は診療所等の名称・所在地、医師名及び当該医師の押印があるものであって、3か月以内に発行されたものに限る。）の提出により必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができることを証明できること。

4 経理的基礎（省令第10条第2号ロ）について

省令第10条第2号ロに定める産業廃棄物収集運搬業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は、次のとおりとする。

(1) 営業実績が3年以上ある法人の場合

ア 次の各号のいずれにも該当すること。

(ア) 最新決算期において、債務超過でないこと。

(イ) 最新決算期において、繰越損失が計上されていないこと。

イ 前項に該当しない者は、次のいずれかの資料の提出により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(ア) 最新決算期において、債務超過となっている場合

収支計画に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）

(イ) 最新決算期において、繰越損失が計上されている場合

事業改善計画書

(2) 法人設立3年未満で決算書等が提出できない場合

法人の預貯金残高証明書及び今後5年間の事業計画書の提出により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(3) 個人の場合

負債が資産を上回らないこと。

負債が資産を上回る場合は経営診断書の提出により、今後5年以内に健全な経営の

軌道に乗ることが証明できること。

第2 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

1 施設に係る基準（省令第10条の13第1号）について
第1の1に同じ。

2 申請者の知識及び技能に係る基準（省令第10条の13第2号イ及びロ）について
第1の2に同じ。

なお、廃PCBを運搬しようとする場合は、その業務に直接従事する者が（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬業従事者講習を受講していること。受講者が収集運搬作業従事者に自主教育をする場合は、教育の内容及び実施時期を記載した書類の提出により、十分な知識及び技能を有することが証明できること。

3 申請者の能力（法第14条の4第5項第2号）について
第1の3に同じ。

4 経理的基礎（省令第10条の13第2号ハ）について
第1の4に同じ

第3 産業廃棄物処分業（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）の許可

1 施設に係る基準（省令第10条の5第1号イ）について
省令に定めるとおり。

2 申請者の知識及び技能に係る基準（省令第10条の5第1号ロ（1））について

(1) 次に掲げる者が（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物処分業に関する講習（新規許可申請の場合は原則として新規許可講習とし、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規許可講習又は更新許可講習とする）を修了した者であること。

ア 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条の10に規定する使用人（本県において産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する使用人に限る。）

イ 申請者が個人である場合には、当該者又は政令第6条の10に規定する使用人（本県において産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する使用人に限る。）

(2) 前項の講習については、次に掲げるものを有効とする。

ア 新規許可申請の場合

(ア) 新規許可講習

受講日から許可申請日の時点で5年を経過していないもの。

(イ) 更新許可講習

受講日から許可申請日の時点で2年を経過していないもの。

(他の行政庁で既に産業廃棄物の処分業の許可を取得している場合、又は、既に産業廃棄物の処分業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限る。)

以下第1の2に同じ

3 申請者の能力（法第14条第10項第2号）について

第1の3に同じ。

4 経理的基礎（省令第10条の5第1号ロ（2））について

第1の4に同じ

第4 産業廃棄物処分業（埋立処分及び海洋投入処分を含む。）の許可

1 施設に係る基準（省令第10条の5第2号イ）について

省令に定めるとおり。

2 申請者の知識及び技能に係る基準（省令第10条の5第2号ロ（1））について

第3の2に同じ。

3 申請者の能力（法第14条第10項第2号）について

第1の3に同じ。

4 経理的基礎（省令第10条の5第2号ロ（2））について

第1の4に同じ

第5 特別管理産業廃棄物処分業（埋立処分を除く。）の許可

1 施設に係る基準（省令第10条の17第1号イ）について

省令に定めるとおり。

2 申請者の知識及び技能に係る基準（省令第10条の17第1号ロ（1）及び（2））について

第3の2に同じ。

3 申請者の能力（法第 14 条の 4 第 10 項第 2 号）について
第 1 の 3 に同じ。

4 経理的基礎（省令第 10 条の 17 第 1 号ロ（3））について
第 1 の 4 に同じ

第 6 特別管理産業廃棄物処分業（埋立処分を含む。）の許可

1 施設に係る基準（省令第 10 条の 17 第 2 号イ）について
省令に定めるとおり。

2 申請者の知識及び技能に係る基準（省令第 10 条の 17 第 2 号ロ（1）及び（2））に
ついて
第 3 の 2 に同じ。

3 申請者の能力（法第 14 条の 4 第 10 項第 2 号）について
第 1 の 3 に同じ。

4 経理的基礎（省令第 10 条の 17 第 2 号ロ（3））について
第 1 の 4 に同じ

第 7 産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更（法第 14 条の 2）許可

1 施設に係る基準（省令第 10 条第 1 号）について
第 1 の 1 に同じ。

2 申請者の知識及び技能に係る基準（省令第 10 条第 2 号イ）について

(1) 次に掲げる者が（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物収集
運搬業に関する講習（変更許可の場合は新規許可講習又は更新許可講習とする。）を修
了した者であること。

ア 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を
除く。）又は政令第 6 条の 10 に規定する使用人（本県において産業廃棄物処理業に係
る契約を締結する権限を有する使用人に限る。）

イ 申請者が個人である場合には、当該者又は政令第 6 条の 10 に規定する使用人（本県
において産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する使用人に限る。）

(2) 前項の講習については、直前の許可申請で提出した修了証を提出し、業を的確に行う
に足りる知識及び技能を有することが証明できること。

3 申請者の能力（法第14条の2第3項）について
第1の3に同じ。

4 経理的基礎（省令第10条第2号ロ）について
第1の4に同じ

第8 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更（法第14条の5）許可

1 施設に係る基準（省令第10条の13第1号）について
第1の1に同じ。

2 申請者の知識及び技能に係る基準（省令第10条の13第2号イ）について
第7の2に同じ。

3 申請者の能力（法第14条の5第3項）について
第1の3に同じ。

4 経理的基礎（省令第10条の13第2号ハ）について
第1の4に同じ

第9 産業廃棄物処分業の事業範囲の変更（法第14条の2）許可

1 施設に係る基準（省令第10条の5第1号イ及び同条第2号イ）について
施行規則に定めるとおり。

2 申請者の知識及び技能に係る基準（施行規則第10条の5第1号ロ（1）及び同条第2号ロ（1））について

(1) 次に掲げる者が（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物処分業に関する講習（変更許可の場合は新規許可講習又は更新許可講習とする。）を修了した者であること。

ア 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は政令第6条の10に規定する使用人（本県において産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する使用人に限る。）

イ 申請者が個人である場合には、当該者又は政令第6条の10に規定する使用人（本県において産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する使用人に限る。）

(2) 前項の講習については、直前の許可申請で提出した修了証を提出し、業を的確に行うに足りる知識及び技能を有することが証明できること。

- 3 申請者の能力（法第14条の2第3項）について
第1の3に同じ。
- 4 経理的基礎（省令第10条の5第1号ロ（2）及び同条第2号ロ（2））について
第1の4に同じ

第10 特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更（法第14条の5）許可

- 1 施設に係る基準（省令第10条の17第1号イ及び同条第2号イ）について
第1の1に同じ。
- 2 申請者の知識及び技能に係る基準（省令第10条の17第1号ロ（1）及び（2）並びに同条第2号ロ（1）及び（2））について
第9の2に同じ。
- 3 申請者の能力（法第14条の5第3項）について
第1の3に同じ。
- 4 経理的基礎（省令第10条の17第1号ロ（3）及び同条第2号ロ（3））について
第1の4に同じ。

附 則

この審査基準は、令和5年3月24日から施行し、同日以降の許可申請について適用する。

附 則

この審査基準は、令和7年3月31日から施行し、同日以降の許可申請について適用する。